

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,834,418	280,941	1,443	14,138,113	15,973,974	280,941
社	債	5,582,805	856,568	3,356	10,542,736	16,128,898	856,568
預貯金	銀 行 預 金	12,846,950	1,957,255	172,074	971,175	13,990,199	1,957,255
	銀行以外の金融機関の預金	8,682,988	1,325,649	227,134	6,008,916	14,919,037	1,325,649
	その他勤務先預金等の利子	2,073,042	317,699	3,439	3,852	2,080,332	317,699
合同運用信託の収益の分配		64,071	9,847	2,266	2,327	68,664	9,847
公社債投資信託の収益の分配等		118,888	17,484	10	3,024	121,923	17,484
小 計		31,203,162	4,765,444	409,721	31,670,142	63,283,028	4,765,444
定期積金の給付補てん金等		1,368,284	209,553	—	27,901	1,396,185	209,553
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		51,299	7,856	24	—	51,323	7,856
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		32,622,745	4,982,853	409,745	31,698,043	64,730,536	4,982,853

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	117,219,075	23,936,135	9,530,930	20,660,778	1,476,626	147,410,783	25,412,761
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	—	—	319,311	3,676,031	262,726	3,995,342	262,726
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	53,514,168	3,816,501	53,514,168	3,816,501
計	117,219,075	23,936,135	9,850,241	77,850,977	5,555,853	204,920,292	29,491,989

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	102,936,882	7,329,005

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 625,303,166	千円 23,236,955	千円 4,115,936,917	千円 129,358,740	千円 4,741,240,083	千円 152,595,694
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	1,808,805	47,096	26,609,863	506,999	28,418,668	554,095
	計	627,111,971	23,284,050	4,142,546,779	129,865,739	4,769,658,750	153,149,789
退 職 所 得		52,766,155	748,612	67,420,277	2,304,677	120,186,432	3,053,289
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	1,181	—	1,181

調査対象等：給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 6,183,301	千円 901,090
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	26,056,890	3,532,918
	診療報酬	17,037	1,509
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	20,672,970	1,356,252
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,660,788	207,722
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	4,395,144	228,058
	契約金・賞金	956,296	40,676
	小 計	59,942,426	6,268,225
法第203条の2該当（公的年金等）		9,364,030	194,778
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		50,405,507	330,203
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		438,602	16,527
計		120,150,565	6,809,733
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	4,278	605
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	2,227,457	140,768
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,089,214	178,867
退 職 所 得	27,281	4,558
役 務 の 報 酬	4,801	970
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	1,771,318	160,405
著作権の使用料又はその譲渡による対価	293,656	33,862
貸 付 金 の 利 子	22,237	4,318
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	82,123	16,411
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	97,904	9,814
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	101,787	15,987
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	5,722,054	566,566

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。